

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和8年7月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号			商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業								
1	島根県知事許可	(般 04)	第9148号	河城水道	重栖 陽登志	隠岐郡隠岐の島町苗代田 2 7 6 - 1	許可を受ける全ての建設業	令和8年7月3日
2	島根県知事許可	(般 06)	第9359号	安来運送（株）	細田 宗吾	安来市赤江町 1 9 0 3	許可を受ける全ての建設業	令和8年7月13日
3	島根県知事許可	(般 07)	第10159号	森康工業	森脇 英樹	松江市春日町 1 7 1 - 3 0 1	許可を受ける全ての建設業	令和8年7月17日
4	島根県知事許可	(般 03)	第3373号	桑原住建	桑原 通	益田市内田町口 1 6 8 - 3	許可を受ける全ての建設業	令和8年7月22日
一部廃業								
1	島根県知事許可	(般 04)	第9953号	(株)内藤電工	内藤 功一	出雲市佐田町一窪田 2 9 4	管	令和8年7月29日
2	島根県知事許可	(般 07)	第8811号	新幸建材（有）	佐藤 広基	出雲市馬木北町 6	解	令和8年7月30日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業，「建」建築工事業，「大」大工工事業，「左」左官工事業，「と」とび・土工工事業，「石」石工事業，「屋」屋根工事業，「電」電気工事業，「管」管工事業，「タ」タイ
ル・れんが・ブロック工事業，「鋼」鋼構造物工事業，「筋」鉄筋工事業，「舗」舗装工事業，「しゅ」しゅんせつ工事業，「板」板金工事業，「ガ」カラス工事業，「塗」塗装工事業，「防」
防水工事業，「内」内装仕上工事業，「機」機械器具設置工事業，「絶」熱絶縁工事業，「通」電気通信工事業，「園」造園工事業，「井」さく井工事業，「具」建具工事業，「水」水道施設工
事業，「消」消防施設工事業，「清」清掃施設工事業，「解」解体工事業